

山梨県公報

第百三十六号

令和二年

十月十五日

木曜日

目次

○道路の区域変更……………	五二三
○都市計画事業の事業計画の変更認可……………	五二三
○建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任……………	五二三
公 告	
○落札者の決定について……………	五二四
○狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施の一部変更……………	五二四
○職業訓練指導員試験の実施……………	五二四
○換地処分の実施……………	五二六

告 示

山梨県告示第百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和二年十一月五日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡身延町常葉字鳥井島三六六番一	旧	二・六	一〇八・五

地先から
南巨摩郡身延町常葉字鳥井島三六九番一
地先まで

新	一六・一	
	一五・九	
	二八・〇	一〇八・五

山梨県告示第百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 甲府市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業 三・三・一 号 和戸町竜王線
- 三 事業施行期間 平成二十三年八月二十五日から令和五年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 変更なし
 - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第百七十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
 - (一) 名称 株式会社都市居住評価センター
 - (二) 住所 東京都港区虎ノ門一丁目一番二十一号
- 二 業務区域 山梨県全域
- 三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 東京都港区虎ノ門一丁目一番二十一号
- 四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務及び当該構造計算適合性判定の業務の開始の日

- (一) 業務 建築基準法第十八条の二第四項において読み替えて適用する同法第六条の三第一項及び第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築物の構造計算適合性判定の業務
- (二) 業務の開始の日 令和二年十月七日

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年十月十五日

山梨県衛生環境研究所
所 長 大 澤 かおり

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 高速液体クロマトグラフタンデム質量分析計
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県福祉保健部衛生環境研究所
 - (二) 所在地 山梨県甲府市富士見一丁目七番三十一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年九月二十四日
- 四 落札者
 - (一) 名称 株式会社三枝理研
 - (二) 住所 山梨県甲府市城東二丁目十四番十号
- 五 落札金額 三千八百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和二年八月十三日

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施の一部変更

令和二年四月十六日付で公告した狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施の公告を次のとおり変更する。

令和二年十月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 第一の狩猟免許試験の六の申請書の受付期間の2を次のとおり変更する。
- 2 第二回 令和二年十一月二日（月）から同年十二月十一日（金）までの消印のあるものを有効とする。
- 第一の狩猟免許試験の六の申請書の受付期間に次のとおり追加する。
- 4 第二回の試験の定員は百二名とし、定員に達した場合は、受付期間内であっても申請を受け付けない。

● 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和二年十月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験を実施する職種及び試験科目
 - 1 次の職種について、学科試験を行う。 機械科
 - 2 学科試験の科目は、次のとおりとする。

免許職 種	学科試験の科目	
	関連学科	指導方法
機械科	一 基礎学科 1 機械工学（機械要素及び機構と運動） 2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料並びに潤滑油及び切削剤） 3 工作法（NC加工法、機械工作法、治具及び工具） 4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定並びに材料試験） 5 安全衛生（安全管理及び衛生管理） 二 専攻学科 1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法及び精密加工法）	一 職業訓練原理 二 教科指導法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規

2 機械製図（機械製図法、機械設計法及びテクニカルイラストレーション）

3 前記以外の職種についても、指導方法のみの試験を行う。
二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者であつて、職業能力開発促進法第三十条第五項の規定により実技試験の全部の免除を受けることができるもの（機械科以外の職種にあつては、同項の規定により学科試験のうち関連学科の免除を受けることができるものに限る。）

(一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
(二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
(一) 禁錮以上の刑に処せられた者

(二) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
三 試験の免除 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

全職種共通	免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種	免許職種に關し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（電子回路接続及びバルコニー施工の技能検定に合格した者を除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
職業訓練指導員免許を受けた者	免許職種に關し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者		学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に

免許職種に關し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	免許職種に關し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	免許職種に關し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者
実技試験の全部	学科試験のうち指導方法	学科試験のうち関連学科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験のうち関連学科	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）	学科試験のうち指導方法	学科試験のうち関連学科

<p>免許職種に關し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者</p>	<p>実技試験の全部</p>
<p>免許職種に關し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>
<p>免許職種に關し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>
<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学又は同法第一百五一条に規定する高等専門学校において免許職種に關する学科を修めて卒業した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>
<p>省令第四十五条の二第三項第四号に規定する者</p>	<p>実技試験の全部</p>
<p>省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる十一の三に掲げる免許職種の欄に掲げることができる者の欄に掲げる者</p>	<p>省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>

四 試験の日時及び場所

1 日時 令和三年一月十四日（木）午前十一時から

2 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県生涯学習推進センター（山梨県防災新館一階）

五 受験手続

1 受験申請書類 職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、写真二枚（申請日前六ヶ月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートルかつ横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票（控）に貼り付けること。）及び受験資格を有することを証明する書類

2 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

3 申請書類の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業労働部産業人材育成課（郵送により受験申請をする場合は、必ず簡易書留とすること。）

4 申請書類の受付期間 令和二年十一月二日（月）から同月二十日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵送の場合は同月二十日（金）までの消印のあるものを有効とする。

5 受験手数料 三千百円（職業訓練指導員試験受験申請書に、三千百円に相当する額の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。）

6 受験票の交付 受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

六 合否判定の基準

1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

3 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

七 合格発表 令和三年二月十二日（金）午前十時に山梨県庁東側掲示板（スクランブル交差点脇）及び山梨県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に合否を書面で通知する。

八 その他

1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県産業労働部産業人材育成課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立峡南高等技術専門学校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。

2 受験に關する注意事項（集合時刻、携帯品等）は、後日受験票をもって通知する。

3 試験についての不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（甲府市丸の内一丁目六番一号（電話〇五五―二二三―一五六六））に問い合わせること。

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（白州地区鳥原第一工区）の換地処分を令
和二年九月十五日実施した。

令和二年十月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番